

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和3年9月15日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100203号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2100040号

## 第1 結論

請求者のA社における平成20年8月8日及び同年12月26日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

平成20年8月8日及び同年12月26日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年8月8日及び同年12月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和63年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年8月  
② 平成20年12月

平成20年4月からA社に勤務しており、例年8月と12月の年2回に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていた。年金記録を確認したところ、請求期間①及び②に係る賞与の記録がない。賞与明細書はないが、調査の上、当該期間について記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社の事業主の回答、同僚の賞与明細書及び請求者から提出された預金通帳の写しにより、請求者は、請求期間①及び②に賞与を支給され、当該賞与に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

また、賞与支給日については、上記預金通帳の写し及び同僚のオンライン記録により、請求期間①は平成20年8月8日、請求期間②は同年12月26日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成20年8月8日及び同年12月26日の賞与について請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に

係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100204号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2100041号

## 第1 結論

請求期間①から⑦までについて、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和39年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年12月  
② 平成18年8月  
③ 平成18年12月  
④ 平成19年8月  
⑤ 平成19年12月  
⑥ 平成20年8月  
⑦ 平成20年12月

平成17年9月からB社に勤務しており、賞与については例年8月と12月の年2回に支給され、厚生年金保険料が控除されていた。年金記録を確認したところ、請求期間①から⑦までに係る賞与の記録がない。賞与明細書はないが、調査の上、当該期間について記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①から⑦までについて、B社の事業主は、請求者に各請求期間に係る賞与を支給し、厚生年金保険料を控除した旨回答及び陳述している一方、当該各賞与に関する資料は、商法上の保存期間10年を経過しているため廃棄処分しており、請求者の各請求期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない旨回答している。

また、請求期間①から⑦当時にB社を管轄していたC税務署及び請求者の住所地であるD市は、社会保険料控除額の確認できる資料について、保存期間7年を経過しているため提供できないと回答している上、請求者が取引をしていたとするE銀行F支店は、各請求期間に係る取引明細は、保存期間の10年を経過しているため資料の提供ができない旨回答していることから、請求者の各請求期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料の控除について確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①から⑦までにおける賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から⑦までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。